

① 雇用保険からの給付金

名称	出生時育児休業給付金・育児休業給付金
助成内容	雇用保険被保険者（パパ・ママ）が1歳（保育所に入所できないなどの場合には最長2歳）に満たない子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと被保険者に育児休業給付金を支給 [H22年4月1日より、育児休業を開始した日から起算した1ヶ月ごとの期間に支給] (R4.10.1～産後パパ育休も含む)
支給額	支給対象期間(1か月)当たり 原則として $\text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\% \text{ (支給日数が181日以降(表記変更)は50\%)}$ を支給 ＊支給の上限額は(支給率67%)301,902円、(支給率50%)225,300円 ＊事業主からの給与支給により調整あり ＊毎年8月1日に変更される場合がある。 ＊事業主からの給与が支給されない場合は、雇用保険料負担はなし。給付金は非課税。
手続き	事業主が管轄のハローワークへ必要書類を提出

② 健康保険などからの給付金

名称	内容	手続き
出産育児一時金	1児につき42万円	本人が健康保険組合などへ必要書類を提出
出産手当金	産前・産後休業の期間中、原則1日賃金の3分の2相当額を支給	
社会保険料の免除	産前・産後休業日のうち労務に従事しなかった期間及び育休期間の免除該当月（免除該当月の解釈は詳細が記載されているものを参照。R4.10.1～変更あり）	事業主が年金事務所又は健康保険組合へ必要書類を提出